# もっと知ろうよ!オキカワ!へ

第2回 はびこる沖縄の米兵犯罪~政府の弱腰外交に一因~

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 寺崎 昭義 (24期)

### 1 はじめに

沖縄では、普天間基地撤去と辺野古基地反対の運動が「島ぐるみ」で取り組まれている。

政府は,辺野古基地建設は普天間基地の負担軽減 の「唯一の解決策」として,辺野古基地建設を強行 しようとしている。

辺野古基地建設のためのボーリング調査に対して, 沖縄の多くの人々が, 陸上と海上とで体を張った阻止 行動を行っている。

沖縄の人々が米軍基地の撤去を求める大きな要因の 一つとして米軍犯罪の多発がある。

今回は沖縄における米軍犯罪について考えてみたい。

# 2 多発している米兵犯罪

沖縄の施政権が日本に返還された(本土復帰)1972年から2010年の39年間の米兵等による犯罪検挙件数は5,705件で、そのうち殺人、強盗、強姦、放火などの「凶悪犯」は10パーセントを占めている\*1。

凶悪犯罪には、民間人殺人事件12件のほか、1995年9月の女子小学生が米兵3人にレイプされた少女暴行事件が含まれている。

この39年間では、年間平均約150件の米兵等の犯罪が発生しているのである。

また, 米兵等による交通事故件数は, 1981年~2010年末の累計で2,588件, 年間平均86件が発生している\*1。

2012年10月16日には、米兵が帰宅途中の20代の 女性を襲い、強姦したうえ首にけがを負わせる事件が 発生している。

米兵による事件が起きるたびに、「再発防止」・「綱 紀粛正」が約束されながら、米兵による犯罪が繰り返 されているのだ。

## 3 裁けない「公務中」の米兵犯罪

このような、米兵らの犯罪が多発するのを防げない 一因に日米地位協定の問題がある。

地位協定第17条は、米軍人・軍属・家族が日本で 犯罪を犯したときの刑事裁判権についての規定である。

17条3項では、公務執行中でない場合の米軍人・ 軍属の犯罪については、日本が第一次裁判権を持つと されているが、公務中の犯罪は米側が裁判権を持つと されている。しかし、公務中であったか否かについて の判断は、米軍の部隊指揮官が公務証明書を出すか 否かに委ねられている。米軍当局が「公務証明書」 発行した場合も、日本側で反証があれば異議申立が できるとされているが、日本側が「異議申立」をした のは、1957年の「ジラード事件」、1974年の「伊江島 事件」の2件しかない。

防衛省によると、1985年から2004年までの20年間の「公務中」の事件は約7000件で、死者も21名出ている。このうち、軍事裁判にかけられたのは1件のみで、懲戒処分となったのは314件である。多くが軽い処分で済まされるか「無罪」となっている。

#### 4 捜査権も制約

日本側が裁判権を持っている事件でも、17条5項に よって、被疑者の拘禁は裁判までの間、米軍側が行う ことになっている。

1995年に発生した少女暴行事件を受けて、日米両政府は殺人と強姦事件の場合は、起訴前でも日本側に被疑者の「身柄を引渡す」との「運用改善」を合意したが、これは米軍が「好意的配慮」を行って同意した場合のみである。2002年に沖縄県志川市(現うるま市)で発生した米海兵隊員による強姦未遂事件では、日本側の「身柄引渡し要請」は米側が拒否している。この「運用改善」はあくまで米軍の裁量次第なのだ。

\*1:沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍基地の現状と課題」

## 5 ここにも密約

2008年10月23日,同年9月に米国立公文書館での米政府解禁文書の調査で入手した文書で,日本に駐留する米兵の「公務外」での犯罪で「著しく重要」な事件以外は日本の第一次裁判権を放棄するとした日米密約の原文が明らかとなった。

地位協定第17条は、1953年8月にNATO地位協定が発効したのを受けて、同年9月に「公務外」の犯罪の場合は日本に第一次裁判権があると改定された。密約は、第17条改定の議定書発効の前日の10月28日に結ばれた。密約は協定の運用について協議する日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会の日本側代表(津田實法務省刑事局総務課長)の声明として、「日本にとって著しく重要と考える事件以外については第一次裁判権を行使するつもりはない」と非公開議事録に明記されていた。日本が第一次裁判権を実質的に放棄する密約が結ばれていたのである。

米兵らの起訴を最小限にすることを日本が約束して いたのだ。

#### 6 低い起訴率

法務省の統計によると、2001年から2009年の間の一般刑法犯の起訴率は、国内の全事件の約48パーセントとなっている。これに比べて、米兵らによる事件での起訴率はほぼ半分の約25パーセントとなっている。

罪名ごとでも、強姦事件は33件中8件(約24パーセント)、強制わいせつは19件中2件(約11パーセント)が起訴されているだけである。

このように、起訴率が低いのは捜査権の制約以外に も制約があるからである。

日本側に,第一次裁判権がある場合でも,日本が 裁判権を行使するかどうかについて,軽微な犯罪の場 合は10日間,その他の犯罪の場合は20日間以内に アメリカ側に通知をしなければならない。通告がない場合は、裁判権はアメリカ側に移るとされている。これは、地位協定による定めではなく、日本政府が「日米両当局間の内部的な運用準則」として非公表(要旨のみが公表)としている「合意事項」と呼ばれる取り決めで定められている。

被疑者の取り調べに制約があるうえ,起訴するか否かの決定までの時間の制約があり,日本の警察や検察の捜査は大きく制約されている。被疑者の身柄が米側にある場合には被疑者は基地内で自由に行動でき,「証拠隠滅」も容易になされ、捜査はさらに困難となる。

このようなことからも、米兵らの犯罪の起訴率は低くなっている。

このような米軍人らの犯罪の多発を防止するため、 日弁連は日米地位協定17条等の改定の提言を行っている\*2。

しかし、米軍犯罪の根絶の根本的解決策は、沖縄の人々がもとめている米軍基地の撤去以外にはないのではないだろうか。

表 米兵らによる事件と一般事件の起訴率

罪 名	米兵らの 起訴人員数 (01-09年)	米兵らの 不起訴人員数 (01-09年)	米兵らの 起訴率 (01-09年)	国内における 全事件の起訴 率(01-08年)
公務執行妨害	1	11	8%	54%
住居侵入	19	84	18%	51%
強制わいせつ	2	17	11%	58%
強かん	8	25	24%	62%
殺 人	3	1	75%	58%
傷害・暴行	73	204	26%	58%
窃盗	42	503	8%	45%
強盗	33	16	67%	81%
詐欺	0	40	0%	67%
横領	0	43	0%	16%
一般刑法犯全体	242	712	25%	48% (※01-09年)

(注)米軍事件は「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」、国内事件は「検察統計年報」に基づく \*出典:〈沖縄〉基地問題を知る事典